

## 第七章 碑文の検討

早くは、江戸時代中期の伊藤東涯が多賀城碑の碑文内容の一部に疑義を唱え、それ以後も、多くの碑の研究者によつて、碑文中の記載に関してさまざまの論議が行なわれている。こうした碑文内容に対する疑義はやがて碑自体の偽作説を生みだしてゆくのである。

そこで、本章では従来の研究者が問題とした里程・国号・官位などを中心として、その問題点の整理と、併わせて、その指摘の妥当性を文献資料に即して吟味してみたい。

### 一 里 程

里程のうち、特に問題とされているのは、下野国界と常陸国界の里程である。また、蝦夷国界の設定も問題となつてゐるが、これについては次節で扱うことにする。

まず伊藤東涯（一六七〇～一七三六）は、碑の里程について次のように述べている。

此碑在る所、今、下野州界を距てて、今の里程をもつて之を計るに、三十一里二十五町餘とす。碑中二百字或は三百のあやまりならん。（『蓋簷錄』）

おそらく、東涯が碑文内容について疑問を提示した最初の学者であろう。この点については、長久保赤水（玄珠）は

さらに強く主張している。

又按するに、多賀城碑文曰ふ。常陸国界を去ること四百十二里。下野国界を去ること一百七十四里。常陸の界の勿来関、下野の界の白河関、各多賀城を去る道程稍だ相似たり。而るに碑に記せる里数の差殆んど倍なり。疑ふべきこと甚しきなり。(『東奥紀行』、宝曆十年(一七六〇))

明治時代に入ると、下野・常陸両国界の里程が碑の真偽論争の中心的なテーマとなり、その詳細な考証も展開されるのである。碑の代表的偽作論者である田中義成の説は要約すれば次のとおりである。

天平宝字頃は海道をもつて官道としていた。弘仁二年以後、山道をもつて官道としたのは明白で、この碑の頃は海道の時代である。この碑は海道の里程に拠り、二九二里と記すべきを延喜式後の山道に拠り、更に常陸へ斗入した依上の地さへ加えて、四一二里と記すのは風土記および後紀と合わない。(「多賀城碑考」『史学会雑誌』三編三五号、明治二十五年)

これをもつて、田中は「これ余が断じてこの碑を以て偽造となす第一の点なり」とまで述べている。この田中のあとをうけて、さらに里程に詳細な考証を加えたのは喜田貞吉である。喜田は高橋万次郎との石城・石背両国建置沿革論争(喜田「石城石背両国建置沿革考」『歴史地理』二〇卷五号、大正元年、高橋「喜田博士の『石城石背両国建置沿革考』を読む」『史学雑誌』一四卷一号、大正元年ほか)の過程の中で、常陸国の里程にまで言及したのである。

平安朝に及び、山道漸く開くるに至りて、その距離の短きより海道漸く不用に帰し、延暦年間下総駅路の変更とともに先づその諸郡の伝馬を廃し、のち、ついに海道を廃して山道のみとなる。事は弘仁二年にあり。その以前は明かに山海両道並び通せしなり。(略)天平宝字の頃に於ても、常陸・陸奥間の駅路は勿論海道によりたるものにして、若し多賀城碑に常陸国界に至るの里程を録するの必要あらんには必ず、菊多関までの距離を記すべかりしなりと信ずるなり。(「陸奥海道駅家の廃置を論じて多賀城碑に及ぶ」『歴史地理』一一卷五号、大正二年)

この喜田によつて、常陸・下野両国界に関する問題点はほぼ出し尽された感が強い。戦後、板橋源氏が「多賀城碑一考」(『岩手史学研究』三二号、昭和三十四年)と題した論考で、「清辭眼抄」(『新校群書類從』第五卷)の流人事条に引かれている「神龜元年文書」に「常陸國去京一千五百七十里」とある点に着目し、「延喜刑部式」さらに多賀城碑の三者の比較の中で、「常陸國去京」が「多賀城去京」よりも遠い点を指摘している。さらに『延喜主計式』および『和名類聚抄』の上程、下程の行程から、里数を算定し、碑文の里程と著しく異なることをあげている。このように、板橋氏は常陸・下野両国界に加えて、京からの里程も疑わしいとしている。

以上のように、里程問題は主として下野・常陸両国界に関して、疑問が提出されている。  
しかし、一方では新井白石(一六五七～一七二五)のように碑文の里程に次のように何ら疑いをもたない学者もいたのである。

多賀城壺の碑に蝦夷国界をさる事、百二十里とあるは六丁一里の里数を以相考れば、此一の閑はいにしへの蝦夷の国界にて閑所ありけるなるへし。京をさる事千五百里。常陸國界をさる事五百里。是又、里数あへり。靺鞨國をさる事三千里とあるは、カラフトの事なるへし。里数又あへり。(『北海隨筆』)

また、里程の疑義に対する反論も行なわれている。

伊勢斎助「喜田博士多賀城碑に及ぶの書を読みて妄を弁す」(『増補多賀城碑考』大正九年)

常陸國界を去る四二〇里は疑ふべしとの説これは常陸海道、山道のみならず、奥州地は蛮夷各所に雜居して王化に霑はず、國界の如きは有れども無きが如く、正しき距離を知り難かりしならん。今日より見るとときは、道程に誤りあるが如くなれども、大体に於て疑ふべき点なし。此常陸國界は今之磐城國湯本村三函のほとりを指したりと見ゆ。即ち浜街道なり。

吉田東伍もつぎのよう述べている。

下野国界の一七四里の二字に一画の存滅の疑ふべきありと雖何ぞ大累と為すを得んや。もし少故を以て物を疑はば

天下の古書古器悉皆其信を失はんのみ。豈之に與みするを得んや。(『大日本地名辞書』明治四十年)

以上の諸説を整理すると、まず、碑に示された里程が現在、推定しうる距離および当時の史料にあらわれる距離との比較検討の結果、著しい不一致を生じてゐるとして、碑の里程に疑義をさしはさんでいるのである。すなわち、陸奥国に隣接する下野・常陸の両国は、ほぼ近似した距離を有すると思われるにもかかわらず、碑文では下野国界一七四里に対して、常陸国界四一二里と倍に近い距離があるとして、疑問を投げかけている。すなわち、当時、官道である海道が利用されたはずなのにこれほどの差の生ずるのはおかしいというものである。

一方、こうした里程の疑問に対する反論の論旨を整理してみると、意外と史実を無視した恣意的な見解が多い。

例えば、伊勢斎助は「此常陸国界は今の磐城国湯本村三函のほとりを指したりと見ゆ」などといふ説明は全く推測の域を出ない。この点、長久保赤水も、下野と常陸との里数の差がほとんど倍なのは疑うべきであるとしながら、

然らば天平の時の常奥の界は蓋し今の那珂港ならむ。六町を以て一里とせば多賀城を去ること四百十二里なり。此時仲・久自・高の三縣猶奥州に属せしこと知るべし。後世或は之を奥郡と謂ふも亦此に由るか。(『東奥紀行』)

と述べているが、これまた確かな実証を経たものではない。というのは例えば那賀郡の場合、『続紀』養老七年(七二三)一月戊申条、同宝亜元年(七七〇)七月戊寅条、同天応元年(七八一)正月乙亥条にいずれも「常陸国那賀郡」とあり、陸奥國へ変更された形跡は文献上全く見当らない。したがつて、国界の里程の差を郡の帰属によつて説明するのは説得性に乏しいといえる。

それでは、里程に疑義を唱える立場の田中・喜田の天平宝字年間當時、陸奥・常陸間は海道によるべきで、山道は弘仁二年(八一)以降とする考え方はどうであろうか。

喜田は石城・石背両国の建置沿革を論ずる過程で、まず、『続紀』養老三年(七一九)閏七月丁丑条の「石城国始めて

駅家一十処を置く」としたことを問題にしている。陸奥国の開拓が海道によるとして、養老三年段階での駅家の設置を疑問視したのである。また、「日本後紀」弘仁二年（八一）四月乙酉条の「陸奥国海道十駅を廃し、更に常陸に通ずる道に長有・高野二駅を置く。機急を告げんが為なり」という記事の「海道十駅」と養老三年の「駅家一十処」とは同じものであるという前提のもとに論を展開し、そこで、弘仁二年に海道が廃され、山道をもつて官道とするに至った。したがって、多賀城碑の常陸の里程は山道によっているので、疑わしいとしている。

ところで、弘仁二年の海道十駅の廃止に先立ち、延暦二十四年（八〇五）、陸奥国の海道諸郡の伝馬が不要であるとして廃止されている。延暦二十四年、弘仁二年と連続する海道の駅・伝馬の廃止はすでにそれ以前において山道利用の状況を踏まえての措置とも理解できるだけに、喜田の前述の論はにわかには成り立たがないのである。かりに、喜田の天平宝字当時は海道を官道としたという点が承認されたとしても、そのことが即、多賀城碑の里程問題の解決にはならないと思われる。すなわち、多賀城碑の里程の算出基準が何にあるか明確にされない限り、里程に対して疑義をさしはさんでも、少しも埒があかないのである。たとえば、碑の「去京一千五百里」「去蘇輶国界三千里」のような、おそらく概数と思われるものと、下野・常陸両国界の二七四里、四一二里のようないくつかの端数を示す詳細な里数とが同じ算出基準に基づくものと決めてかかることはできないであろう。したがって、板橋氏が新史料を用いて、京を起点として陸奥国・下野国・常陸国の三者の里数を算出したことも、所詮、その基準を明確にしないかぎり、有効とはいえない。

ここで、板橋氏の用いた史料を再検討してみたい。『清解眼抄』載録の「神龜元年文書」の史料的性格が定かでないのと、ここではこの文書とほぼ同様な『延喜刑部式』の遠近条の里数を用いることとする。ただ、問題の常陸国の里数は、「神龜元年文書」では「去京一千五百七十里」、『延喜刑部式』では「一五七五里」となっている。

左の表で明らかのように、まず第一には、常陸国の一日常りの里程が他の国に比して高い数値を示している。すなわち、同じ東海道で、安房・伊豆の二国が全く同じ里程なのに、常陸だけが異なることの不自然さである（なお、この点

に関しては、すでに藤田元春『尺度綜考』（昭和四年）が常陸の一五七五里に誤りのあることを指摘している。常陸国の里数は例え、安房国の一九〇里に対して、実に三八五里多いことになっており、行程は逆に安房の方が一日多いという矛盾を生じている。第二には、道ごとにある一定の類似した一日の里程がはじきだされるということは、むしろ逆にいえば、これらの各国の里数は一日の里数を基に行程（日数）を用いて、机上で算出されたものではないかと考えられる。第三は道ごとに一日の里数にかなりの違いを生じているのは、地理的条件を如実に反映していることのあらわれであろう。特に東山道が文字通りの山道で、東海道などとは比較にならないほど日数を要したことが『延喜主計式』の各国の行程からも明らかである。したがって、常陸の十五日に対して、陸奥国下程で二十五日要するのも当然といえる。試みに、信濃の一日の里程（五十六里）を東山道の算定基準と仮定すると、陸奥国下程二十五日から「陸奥国去京（平、安京）一四〇〇里」となるのである。

道名	国名	里数（延喜刑部式）	行程（延喜主計式）	一日当たりの里数
東海道	常陸	一五七五里	下程 一五日	一〇五里
東海道	安房	一一九〇	一七	七〇
東山道	伊豆	七七〇	一一	七〇
東山道	信濃	五六〇	一〇	五六
北陸道	佐渡	一三三五	一七	七八・九
北陸道	越前	三二五	四	七八・七

これらの検討の結果、板橋氏のいう碑の陸奥国「去京一五〇〇里」——二十五日に対して、常陸国「去京一五七五里」——十五日とあることに対する疑問は、氷解したといえる。

つまり、『延喜刑部式』（『神龜元年文書』も含めて）の常陸国に関する里数に誤りのある可能性が強い。したがって、里程の算出基準が道ごとの行程に拠るとすれば、板橋氏の碑の里程に対する偽作の論拠も成り立ちがたいのではないか。

この私見に対して、その後、佐々木博康氏は賛意を示しさるに「去京一千五百里」についても検討を加えている（『東北古代城柵関係史料雑考』）（岩手大学教育学部研究年報第三六巻第一・二部、昭和五十一年）。すなわち、氏は菅原道

眞の『菅家文草』・『菅家後集』の詩文中に見える里程を用いて、多賀城碑の去京里程の妥当性を支持している。例えば、『菅家文草』第五、詩五、

左金吾相公、於宣風坊臨水亭 館別奥州刺史、同賦親字。古調十四韻

相公送君々知不

為我君聞説本因

程里一千五百路

星霜四十六廻人

(下略)

左金吾相公は参議左衛門督藤原時平、奥州刺史は藤原滋実で、延喜元年（九〇一）のことであり、「程里一千五百路」は京より多賀城へいく距離である。結局、両詩文中から、概数ではあるが、陸奥去京里程は一五〇〇里、大宰府去京里程は一〇〇〇余里とみなされるという。以上の見解は、新たな碑文の検討の一方法として、注目されるであろう。

しかし、このような日程、里程の史料を用いたとしても、必ずしも碑の里程の正否を断することは容易ではない。とにかく、常陸・下野両国界の里程は端数を示す詳細な里数だけに、この里程の差の議論も決定的要素を見出せない現状においては、これをもって、安易に碑の真偽を問うことはなおさら不適切であるといえよう。

## 二 蝦夷国と靺鞨国

まず、蝦夷国界に関しては、従来の偽作説が里程というよりも、その国界を画定することを問題としている点に注意したい。

江戸時代の学者の多くは、まず里程からの国界比定を行なつてゐる。山田聯「多賀城修造碑面考」(『北齋備考』附録、文化年間(一八〇四)～(一八一八))で「蝦夷国界一二〇里は今道一〇里に准すれば、蓋今の桃生郡の辺皆蝦夷国界にして當時其隣接咫尺シキたるや計り知るべし」と述べてゐる。また林子平もその著『三国通覧』(天明六年(一七八六))の中で、「蝦夷略説」に蝦夷国界の変遷を論じ、「多賀城碑の一二〇里は今の桃生郡の辺なり」としてゐる。このように、蝦夷国界を桃生郡の辺に設定するのが一般的のようであるが、これはおそらく八世紀後半の文献(『続日本紀』)史料で、例えば、宝亀五年(七七四)、蝦夷の反乱により造営まもない桃生城の西郭が敗られたような状況を勘案した見解とうけとられる。

明治時代に入ると、田中義成はこの点にも触れ、鍋田三善の『磐城志』(文政九年(一八二六)の序あり)に引く国号考の「去蝦夷国界一二〇里、行程凡一一日、衣川一の関に當る。かくて今の京の始つ方も、衣川限りにて、夫より奥は蝦夷の地成けんと、是は能其里程に称ふと云ふへし」を取り上げ、さらに碑の真偽の論断の項では「蝦夷国界は夷地と境界を分たず(柵より)一二〇里は陸中の衣川を限るは疑ふべきの甚きなり」と、やはり碑の偽作説に結びつけてゐる。また、次に示すような井上通泰の見解は碑の蝦夷国界への疑問として極めて一般的なものとみなしてよい。

当時の華夷の界は略今の陸中國界とすべし。さて鎮守將軍の職はただ辺境を戍るのみにあらず、漸次蝦夷を駆逐するにあれば、征討功を奏せば蝦夷国家は次第に加遠せむ。之を常陸下野の国界の如く固定のものとせるは何の意なるかを知らず。(『上代歴史地理新考』)

こうした見解が一方で主張されているが、時期は前後するけれども、すでに江戸時代の学者の中に、蝦夷国界をもつて碑に疑義をさしはさむことに反論してゐるものもいる。林子平はこの点を次のように述べてゐる。

此の如く、奥の地次第に開けし故に、古と今と蝦夷国界の遠近、大に差ある也。今人その義を知らず、此故に今坪碑を讀者其文に因て蝦夷国界大に近しと云て、惑を取人多し。仍て筆して以て今の蝦夷国界は古の蝦夷国界に非る

ことを弁す。〔『三国通覧』〕

さて、ここで、むしろ問題となるのは蝦夷国界という認識である。つまり、律令国家の支配に服しない民を蝦夷と呼称しながらも、そこに蝦夷国という政治認識を持ちえたかどうかという問題である。

当時の『続日本紀』などの文献からは、蝦夷国の把握の仕方をはつきりとうかがうことはできない。ただ、『続紀』神亀四年（七二七）十一月丙申条に「是に至りて渤海郡王、寧遠將軍高仁義等廿四人を遣して朝聘せしむ。而るに蝦夷の境に着き、仁義以下十六人並に殺害せられ、首領斎徳等八人僅かに死を免れて来れり」とある。この「蝦夷境」という表現の中には一定の境界の存在を想定しうるであろう。この点、『日本書紀』では、蝦夷国の確実な用例を見出すことができる。

〔例一〕崇峻天皇二年七月朔条

近江臣満を東山道の使に遣して、蝦夷の國の境を觀しむ。

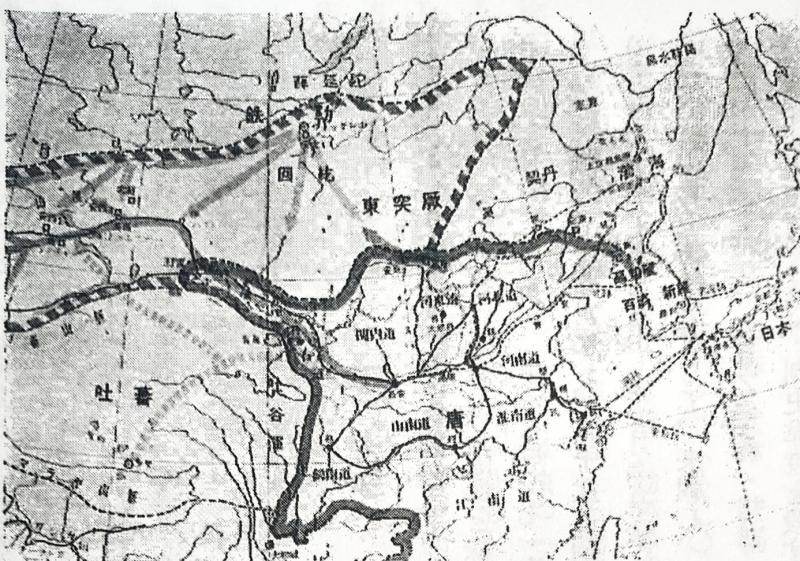
〔例二〕齊明五年三月条

この月に阿倍臣を遣して、船師一百八十艘を率て、蝦夷国を討つ。

この二例だけだが、「齊明紀」の記載などはまさに八九世紀にかけての蝦夷征討と対比されるべきものだけに、その記事に明確な蝦夷国界の表現を確認できるとするならば、碑の蝦夷国界も当時の律令国家側の認識として、不自然なものとはいえないであろう。むしろ、律令国家の版図を示す意味でも、ことさらに蝦夷国と規定するところに意義があるのではないだろうか。

靺鞨国については、これまで里数の疑問ではなく、当時の史書に渤海國とあるのにもかかわらず、碑は靺鞨国としていると断じた上で、疑義に終始している。例えば、

靺鞨は唐の睿宗先天元年に渤海郡王に封せられ、是より靺鞨の号を去ると、唐書靺鞨伝に見える。續紀など渤海と



唐初の境域要図（講談社『中国の歴史』第4巻より）

するのにこの碑に限り靺鞨と書せるは誤れり。（田中義成「多賀城碑考」）

このような見解が靺鞨に対する疑問の典型的なものであるとみなしてよい。この田中の説に対しても、すでに反証をあげているのが、默堂逸史・大槻如電などである。

默堂逸史の場合は、この靺鞨の一点に限って述べている。

靺鞨は渤海なり。史を按するに吾邦へ往来すること絶ず。此国よりすぐに海洋を渡りて往来せしこと疑ふべからず。（「多賀城碑に就て」、明治二十五年）

大槻如電は「靺鞨國考證」（大正九年）と題して、詳細に述べている。まず、靺鞨は國号で、渤海は爵号であるとしている。さらに、

肅宗寶應元年、爵位を廢せて渤海國王とす。是れ我が天平寶字六年なり。是より渤海を國号とし、我國への交聘も渤海國王と更めしかば、我が史上に此國の事を記するに、前後通じて、悉く渤海とのみ改書してけり。靺鞨の因革かくの如くなれば、多賀城門碑は當時の事実に徴して尤も貴ぶべく信すべきものなり。渤海國界とこそ記すべけれ。靺鞨國界とあるは偽造にあらぬ確證なり。

と述べている。天平寶字六年（七六二）にそれまでの靺鞨という國号を渤海と改めたとする如電の論拠が明確であるならば、説得力のあるものかもしだい。

しかし、いずれにしろ、靺鞨國をめぐる議論は靺鞨國と渤海國を同一

のものの別称とみることを前提としたものである。そこで、この論議の解決には前提そのものの再検討が必要である。

靺鞨族の名は『北斎書』武成帝紀河清二年（五六三）の条に、

是歲、室韋・庫莫奚・靺鞨・契丹並びに使を遣し、朝貢す。

とあるのが記録上の初見である。『隋書』では、始めて靺鞨伝を掲げていい。それによれば、靺鞨は高麗の北に位置し、その部族は七部（粟末・伯咄・安車骨・沃沮・号室・黑水・白山）に分かれており、古の肅慎氏の後であるとしている。この七部のうち、粟末靺鞨が渤海の母胎をなしたのである。また、我が国の『類聚国史』延暦十五年（七九六）四月戊子条中の在唐學問僧の上書にも、渤海國には「州・縣・館・駅なく、処々に村里有り。皆靺鞨の部落なり。其百姓は靺鞨多く、土人少し。」とあることでも明らかである。しかし、渤海國の支配者層は少数の高句麗遺民によって占められていた。

そこで、中国・朝鮮の史書で、渤海と靺鞨との関係を概観すれば、以下のようである。

(1)『旧唐書』玄宗本紀、開元七年（七一九）三月丁酉条

渤海靺鞨郡王大祚榮死し、其子武芸嗣位す。

(2)同開元十四年（七二六）十一月辛丑条

渤海靺鞨其子義信を遣して、來朝し、并びに方物を獻ず。

(3)同二十年（七三二）九月乙巳条

渤海靺鞨登州を寇し、刺史韋俊を殺す。左領軍將軍蓋福順に命じて、兵を発して、之を討たしむ。

(4)『三国史記』卷四三、金庾信伝、開元二十一年（七三三）

靺鞨渤海に蕃翰と称し、内に狡猾なり。今兵を出ださんと欲するに罪を問ふ云々。

(5)『旧唐書』玄宗本紀、開元二十六年（七三八）是歲条

渤海靺鞨王大武芸死す。其子欽茂嗣立す。

(6) 同二十九年(七四二)七月乙卯条

幽州節度副使安禄山を營州刺史と為し、平盧軍節度副使押西蕃渤海黒水四府經略使に充つ。

(7) 同書、代宗本紀、大曆七年(七七二)十一月是秋条

廻紇・吐蕃・大食・渤海・室韋・靺鞨・契丹・奚・鮮柯・康國・石國並びに使を遣し、朝貢す。

(8) 同書、憲宗本紀、元和十一年(八一六)是歲条

廻鶻・靺鞨・奚・契丹・鮮柯・渤海等朝貢す。

以上の中国・朝鮮関係の史書にみえる渤海・靺鞨の用例は一応、二種類あることがわかる。一つは「渤海靺鞨」と並称する場合であり、もう一つは、単独に「渤海」「靺鞨」とあらわされているものである。また、この傾向は時期的にみるならば、(1)の開元七年から(5)の開元二十六年までは「渤海靺鞨」と表現され、開元二十九年以降は「渤海」と區別して書かれている。これはいかなる事情に基づくものなのかは近年の酒寄雅志氏の見解が妥当であろう。以下、氏の述べるところを要約するならば、次のようになる「渤海の国号に関する一考察」『朝鮮史研究会報』四四号、一九七六年十月)。

振国創建より渤海郡王に冊立した後の開元二十六年ごろまで「渤海靺鞨」と必ず靺鞨の名を付している。これはまず、渤海が多数の靺鞨族から成り立っていることによるであろう。さらに、唐人たちが渤海の大祚榮を高句麗國の遺民と認識し、隋王朝以来の長い苦闘の末、総章元年(六六八)漸く攻滅した高句麗が三十年たらずの間に再び復興されてしまつたことが、唐人にとって許容し難いことであって、當時北方の塞外民族として蔑視の感情を含んだ「靺鞨」という語を付けて呼ばせたのではないか。また、開元七年(七一九)に大祚榮の後の王位を継承した武芸の強行な対唐政策に起因する点が多い。

そして、武芸の末年から欽茂即位の頃にかけて、渤海を取り巻く国際関係の変化により唐への緊密化を示すようになつた。そこで渤海がその自立性を強調する時には蔑称をもつて呼び、唐への帰属を深めるに従い正当な国号へと転換していったのである。このうち渤海は、一層唐との緊密化を強め、宝應元年（七六二）渤海國に封ぜられ、「郡王」から「國王」に昇格し、名実ともに「渤海國」を称するのであると説明している。

一方、(7)(8)のように渤海と別に単独に「靺鞨」と記されている場合がある。

『隋書』靺鞨伝に靺鞨は「在高麗之北・凡有七種」とあり、そのうち粟末靺鞨は渤海の母胎をなした。そして、渤海の領土拡大にともない、それらの故地もしだいに支配下に服していくらしいが、完全に征服されたわけではなく、先に見たように独自で唐に朝貢しているのである。特に七部のうち、最強とされる黒水靺鞨は唐へさかんに朝貢を続け、開元十三年（七二五）には唐によってこの地に黒水府が設置されている。このように渤海の盛期においても、靺鞨部族は強い勢力を有し、渤海とともに、単独で唐へ朝貢を行なつたのである。これが渤海と別に「靺鞨」と記された用例の実態であろう。

ところで、「靺鞨國」は日本の正史にはただ一例あるのみである。

『統紀』養老四年（七二〇）正月丙子条、

渡嶋津輕津司從七位上諸君鞍男等六人を靺鞨國に遣して、其風俗を観せしむ。

ここにいう「靺鞨國」は一体、何を指すであろうか。この点については、前述の解釈を前提とした酒寄氏の次のような理解が妥当であろう。すなわち、諸君鞍男等の靺鞨國派遣に先立ち、靈龜二年（七一六）八月に任せられた遣唐使多治比縣守と阿倍安麻呂等が養老二年（七一八）に帰朝しており、在唐中に既述のごとく「靺鞨」と唐人達が呼んでいた渤海の存在を知り、帰朝後その國のようすを知ろうとして「靺鞨國」＝「渤海國」へ遣使したのであろうという。

また、問題の多賀城碑の「靺鞨國」について、同氏は「このような経過をもつて知つたであろう『靺鞨國』までの里

程について、多賀城碑に『去靺鞨国界三千里』と記されたのではあるまいか」としている。氏は明確には述べていないが、八世紀前半の渤海國＝靺鞨國の立場から碑の靺鞨國を理解しようとしている。この点については、多少疑問が残る。

そこで、我が国において、靺鞨の用例が限られるとすれば、渤海関係記事の検討が必要となってくる。養老四年以降の国史にあらわれる渤海の用例を調べてみると、次のようなである。

神亀四年（七二七）、最初の渤海遣使の来着から、天平勝宝五年（七五三）ごろまでの『続日本紀』の記載はすべて「渤海使」「渤海」とあるが、正式な呼称は「渤海郡王」と表記されている。例えば、『続紀』神亀五年（七一八）四月壬午条によれば、「仍て其王に聖書を賜ひて曰く。天皇敬ひて渤海郡王に問ふ」とある。また、最初の遣使来着の際、次のような記載がみえる。

使を遣して、高齋德等に衣服冠履を賜ふ。渤海郡は旧高麗國なり。淡海朝廷七年冬十月、唐將李勣伐ちて高麗を滅す。其後、朝貢久しく絶えぬ。是に至りて、渤海郡王、寧遠將軍高仁義等廿四人を遣して、朝聘せしむ。

このことは、先述したとおり、先天二年＝開元元年（七一三）一月、唐の玄宗が大祚榮を渤海郡王に冊封していることから明らかである。「渤海郡王」から「渤海國王」と代わるのは、中国の史書によつて、肅宗・宝應元年＝大興二十五年（天平宝字六年＝七六二）であることが明らかである。

ところが、日本の史書には、それより早く、『続紀』天平勝宝五年（七五三）六月丁丑条に、

慕施蒙等國に還る。璽書を賜ひて曰く、天皇、敬ひて渤海國王に問ふ。

とある。唐から正式に国王と封ぜられる以前に、日本が渤海王に対し、国王と呼称したのである。これが何を意味したかはともかくとして、さらに注目すべきことは天平宝字三年（七五九）ころから渤海を指して「高麗」と称しているのである。

まず、『続紀』天平宝字三年正月庚午条に、

高麗使楊承慶等方物を貢す。奏して曰く、高麗國王大欽茂言す。

渤海王自ら高麗國王と称している史料である。これに對して、日本側でも、『統紀』天平宝字三年二月朔条で、  
高麗王に書を賜ひて曰く、天皇、敬ひて高麗國王に問ふ。

としていることからも同様の呼称を用いたことがわかる。また、平城宮跡から「依遣高麗使廻来天平宝字二年十月廿八日進一階叙」（奈良国立文化財研究所年報一九六七、一九六八年）と記された木簡が出土しているが、これは『統紀』天平宝字二年十月丁卯条の「遣渤海大使從五位下小野朝臣田守に從五位上、副使正六位下高橋朝臣老麻呂に從五位下を授く。其余六十六人各差あり」の記載に対応するものであるとされている。こうして、天平宝字年間を通じて、一二三の例を除けば、すべて「高麗國」と表記されている。

渤海が高麗國と称したことは、既出の『統紀』神龜四年十二月丙申条の「渤海郡は旧高麗國なり」という点からも十分うなづけるのである。また、『類聚國史』延暦十五年四月戊子条の在唐學問僧永忠等のもたらした書の中にも、次のように渤海國が高句麗の故地であるとされている。

渤海國は高麗の故地なり。天命開別天皇七年、高麗王高氏唐に滅ぼさるる為なり。後に天之眞宗（文武）豊祖父天皇二年を以て、大祚榮始めて渤海國を建つ。

天平宝字年間以降、再び渤海と称し、宝應元年（天平宝字六年）に國と改められたことに対応するように、「渤海國」という国号にしだいに固定してゆくのである。

以上の検討からも明らかのように、「渤海國」という国号は中国の史書によれば、正式には天平宝字六年以降のものでありながら、渤海と我が國との間ではそれに若干先行して「渤海國」の国号を用いているのである。また、天平宝字年間を通じてはやはり両国の間では、専ら「高麗國」という国号を用いているのである。しかし、当時の中国・朝鮮関係の史書には、渤海を「高麗國」と正式に用いた例はない点、注目しなければならない。

これらの点は八・九世紀の東アジア諸国間の国際関係に起因すると思われる。特に日本と渤海との外交関係は実に七二七年から九一九年までの一二〇二年間もの長きに及ぶものであった。これまで、渤海と日本との外交関係は、朝貢関係により結ばれていたとする見解が一般的であったが、近年、石井正敏氏の一連の研究により、日本との盟友・対等関係を取り結ぼうとして渤海が来日したことが明らかにされているのである（「初期日渤交渉における一問題—新羅征討計画中止との関連をめぐつて—」『史学論集・対外関係と政治文化』第一集所収、一九七四年）。加えて、前述したように、開元二十六年の武芸の死にともなう欽茂の王位継承により対唐外交政策は変更され、渤海は唐への帰属を深め、それとともに宝応元年（七六二）渤海国に封ぜられ、「郡王」から「国王」に昇格し、「渤海国」を称したのである。このように、すでに、唐をしても、以前の「靺鞨」の蔑称は七三八年以降、使用していない状況であった。

したがって、養老四年（七二〇）の「靺鞨國」に関しては前述の酒寄氏の見解にしたがい、渤海国を指すとしても、天平宝字年間当時の「靺鞨國」は同様には考えられない。おそらく、この時期に日本で「靺鞨國」としたのは、渤海の東北に存在した黒水靺鞨に代表される渤海に服さない靺鞨族を指したか、あるいは渤海国を構成する靺鞨族をも含めて、広義に靺鞨族全体に対して「靺鞨國」と表わしたのかもしれない。この点、参考までにあげるならば、『養老公式令』遠方殊俗条「凡そ遠方の殊俗の人、來りて朝に入らば、所在官司、各図造れ。その容状、衣服を画いて、具に名号・処所并せて風俗を序でよ。詫らむに隨ひて奏聞せよ。」のうち、「名号・処所」に関する穴記の解釈は「名号はその国号なり。仮に靺鞨なり。<sup>いうところ</sup> 海中山中の類なり」としている。

以上の検討の結果がら、多賀城碑の建立を碑文どおり、天平宝字年間またはそれに近い時期とみるならば、ことさらには緊密な通交関係にあつた渤海を「靺鞨國」と呼称する事由は存しない。むしろ、我が国で八世紀後半に「靺鞨國」としたのは、渤海の東北に存在した黒水靺鞨に代表される渤海に服さない靺鞨族を指した呼称か、あるいは渤海国を構成

する靺鞨族をも含めて、広義に靺鞨族全体に対して、「靺鞨國」という国号を用いたと解する方が妥当性が高いのである。

### 三 東人と朝獮の官位

碑文のうち、里程につづいて問題となつてているのは大野東人と藤原朝獮の官位である。

早くは、伊藤東涯の『蓋簷錄』に見え、碑文中、大野東人の位階が神龜元年（七二四）で從四位上とあるのは天平三年（七三一）に從四位下と史料に見えることと合わないとしながらも、後に授位されたことによつたのであろうと自らその疑問に答えている。藤井貞幹（『好古小錄』、寛政六年（一七九四）、尾崎雅嘉（『群書一覽』、享和元年（一八〇一）も東涯と同じ趣旨のことを述べている。狩谷楳斎は東人・朝獮両人の官位に触れている。

碑書ける冠位は皆是城を置きし後に得つるなり。碑に參議從三位と言はざるは何ぞや。若置城の時を以て之を言はば未嘗て勲四等從四位上とだに為らず。疑はくは朝獮暗記の誤にこそ。朝獮の官銜は続紀所載と皆合へり。但宝字五年紀に東海節度使と為ると曰ひて東山と曰はず。然れども紀に其所管の国を載せたるに上野下野あり。則知る東山兼其中に在ることを。又六年十二月の紀・八年七月の紀及九月押勝伝に拠るに並に從四位下と云ひて從四位上に至りしことを載せず。是碑は自己の署たり。當に史を以て遺漏とすべきなり。（『古京遺文』、文政元年（一八一八））

楳斎の態度は朝獮の從四位上については、「史を以て遺漏とすべきなり」と積極的に碑文を評価しているが、東人の官位については疑問を残したままである。

明治時代に入り、田中義成はこの点について、

大野朝臣東人の官位は元年既に四位を署するは追記と見れば妨げなし。惠美朝狩の官位は碑文符合せり。但し東山

道節度使となり、従四位上に叙せしは明文なきも統紀にはまま叙任の漏れたるもあれば、是も欠漏と見れば亦妨げなし。(『多賀城碑考』)

と述べて、掖斎に近い見解をとっている。しかし、田中は真偽論断に至ると、他の条件に引きずられた形で、やはり、偽作説の立場から、「その位階の違いはその偽を飾るの手段と思はる」としている。また、同じ碑の偽作説を主張している井上通泰は、

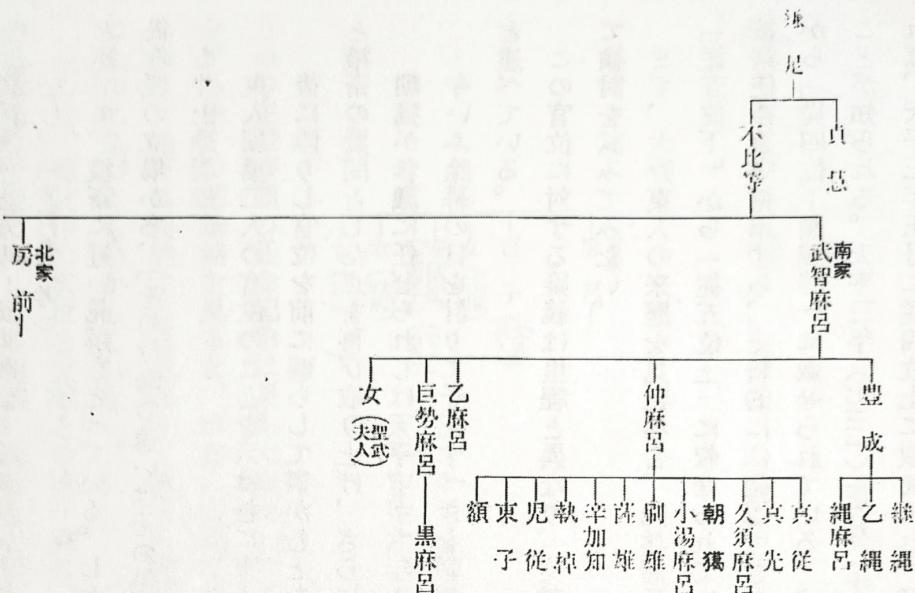
東人朝萬二人の官位のことを云はむに東人は神亀元年には按察使兼鎮守將軍にも、従四位上勲四等にもあらず。若後に陞りし官位を前に廻らして書かむとなれば、參議従三位とこそ書くべけれ。(『上代歴史地理新考』)

と掖斎の疑問とした点を再び取り上げ、さらに朝萬の官位と合わせて、その疑義を強調している。すなわち、

朝萬が參議に任せられしは天平宝字六年十二月一日にて<sup>あたかも</sup>怡<sup>あらがじゅ</sup>碑記と同日なり。碑文は予<sup>あらがじゅ</sup>作り予書き予刻み碑記は今いふ除幕の日を計りて予記すべきを朝萬は如何にしてか当日栄任を蒙らむことを知るべき。

この官位に対する疑義は里程と異なり、文献的に一応、確認できる問題であるので、以下、『続日本紀』を中心として検討を試みてみたい。

まず、大野東人の来歴を見た場合、先学諸氏が問題にするとおり、神亀元年(七二四)の時点では同年一月二十一日「従五位下」から「従五位上」に叙せられているにすぎない。この神亀元年の時点及びそれ以前では位階だけでなく、按察使兼鎮守將軍すら、史料的には確認できないのである。そして、神亀一年(七二五)閏正月二十一日「従五位上」から「従四位下勲四等」に叙せられている。また、天平元年(七二九)九月十四日の記事から當時陸奥鎮守將軍であることが知られる。天平三年(七三一)正月二十七日には、はじめて問題の「従四位上」になつており、『公卿補任』によれば、天平三年正月に従四位上に叙せられ、陸奥出羽按察使兼大養德守である。東人の陸奥国在任中の最高位は史料に



(岸俊男氏『藤原仲麻呂』〈人物叢書〉よりの抜粋)

よるかぎり「従四位上」である。東人は薨じた時点では、参議従三位にまでのぼっている。

一方、藤原惠美朝臣朝彌は天平宝字六年（七六二）十一月一日に「従四位下」で「参議」に任せられている。同五年（七六一）十一月十七日条に「東海道節度使」に任せられているが、その所管国は「遠江。駿河。伊豆。甲斐。相模。安房。上総。下総。常陸。上野。武藏。下野等十二国」とあり、すでに掖斎の指摘するところ、東山道諸国も含まれている。同四年（七六〇）正月四日条に「陸奥国按察使兼鎮守将軍」とあり、同五年十月二十一日「仁部卿」に任せられている。なお天平宝字八年（七六四）の父藤原仲麻呂の乱の際に、斬死しているが、その直前に異例の「三品」（親王の位階）に叙せられている。しかし、史料の上では、朝彌が従四位上に叙せられることは確認できない。

そこで、つぎに奈良時代の金石文の中で、多賀城碑と同様に、碑文と文献上の記載との間に相違のあるものをあげておこう。

その一例は、現存しないが、『好古叢誌』四編上巻に所収されている大安寺碑である。碑文の最後に「宝龜六年四月十日作 正四位 淡海真人三船」とある。この作者淡海三船について、『続日本紀』をみると、



藤原朝鷹系図

神護景雲元年（七六七）六月

正五位上

宝亀十一年（七八〇）二月

従四位下

延暦四年（七八五）七月

従四位下（卒）

となつてゐる。三船は碑を成した宝亀六年（七七五）の時点で、従四位下にもなつてゐない。作者の最高位を記すとしても、文献で知る限り、三船は従四位下で終つてゐる。大安寺碑の場合も、この官位などをめぐり、平子鐸嶺による偽作説がある（木崎愛吉編『大日本金石史』）。

しかし、金石文の中には、文献史料（正史など）に記されない官位を記録していることはありうるのである。

美努連岡万墓誌銘に「靈龜二年歲次丙辰正月五日授従五位下任主殿寮頭」とありながら、『続日本紀』などの文献史料には美努連岡万呂の主殿寮頭の任命記事は見あたらない。こうした場合、墓誌をもつて正史の欠を補うものとされている。ただ、現存する多くの墓誌銘を見ると、ほとんど正史の記載と一致し、特に官位を實際より高く記載するような例は見当らない。この点、地下に埋納する墓誌銘と、地上に建立し、特に多少なりとも顕彰の色彩を持たせようとする碑との根本的性質の相違に基づくものかもしれない。

そして、碑文中の官位と文献との不一致は、当面事実として素直に受けとめるべきである。確かに『続日本紀』などの編纂物は官位に関しての脱漏・錯簡など少なくないが、一応、正史の記載と矛盾する点を検討しておく必要があろう。しかし、不一致といつても、大野東人の官位は神龜元年（七二四）の時点での相違であり、實際にはその後、経歷して

いるわけであるから、必ずしもこれに当らない。藤原朝彌の場合は天平宝字八年（七六四）七月の時点でも「参議仁部卿從四位下」と見え、同年九月には斬死しており、碑のように從四位上に昇叙された形跡はない。ただし、大野東人の官職・位階名は必ずしも神龜元年当時のものでなく、かといって最終のものでもなく、あえていえば、陸奥国在任中の最高官位が「按察使兼鎮守將軍」であり、「從四位上勲四等」であると解することができる。

次に、朝彌の場合、まず第一の問題は経歴しない從四位上が記されている。第二には、碑の結尾の紀年銘（天平宝字六年十一月一日）と朝彌の参議就任の日とが同じである。もう一つあげるならば、『続日本紀』では、東山道の国も含んでいるとはいえ、「東海道節度使」としか見えないのに、碑文では「東海東山節度使」としている点である。そこで、この疑問に答えるためには、碑そのものの性格を明らかにする必要があるであろう。

すでに、山田聯は「多賀城修造碑面考」（『北裔備考』附録、文化年間（一八〇四～一八一八）において、碑を「多賀城修造碑」と性格づけている。

これは碑文全体を見ればきわめて当たり前のことだが、碑はまず多賀城を天平宝字六年（七六一）に修造した際の記念碑であると考えられる。このことは、碑文の結尾の紀年銘が天平宝字六年十二月一日であることで明白である。碑全体の力点が後半部分に置かれていると考えてよい。さらに、もう一步、推察を加えると、碑の最も強調している点は多賀城の沿革というより、碑の修造者藤原朝彌自身ではないだろうか。

このように理解できるならば、東人と朝彌の官位の均衡が当然、必要となってくるであろう。いいかえるならば陸奥国在任当時「從四位上」まで経歷した東人に対して、朝彌の場合、経歷しない「從四位上」を記しているのは朝彌を顕彰する意味で両者の均衡を保つためではなかつたであろうか。また、第二にあげた碑の建立時期を示す結尾の紀年銘がちょうど、朝彌の参議就任の日になつていることの意味も朝彌顕彰の立場にたつてはじめて理解できるであろう。第三点のことさら「東海東山節度使」と記したことも同様の理由から肯づけるであろう。さらに、こうした理解にもとづく

ところの碑文全体の検討は後述することにしたい。

#### 四 その他の問題点

##### 西

碑額の西については、従来、専らその意味を類推することにとどまっている。例えば、「西は京師を尊崇するの意なり」（山田聯「多賀城修造碑面考」）、「西と書きたること、此石西に向きたればいふと、方角をしらすべきためなり」（角懸俊郷「府土方葉集」卷四、宮城郡）など、種々の憶測が述べられている。この西の意味を断定する決定的根拠が見当らない現状では、これ以上の憶測を加えることを避けたい。ただ、古代において、碑額はわが国では多賀城碑のみであるが、中国では古碑のつねである。しかし、碑額に「西」と記された碑は管見の限り、例を知らないことを記しておく。

##### 多賀城

『続紀』天平九年（七三七）四月条の「多賀柵」が文献上の初見である。「多賀城」は宝亀十一年（七八〇）三月条にはじめてあらわれる。柵と城とはともに「キ」という音である。「柵」の使用例は七世紀後半から八世紀前半にかけて、陸奥・出羽・越後・薩摩・日向・大隅の各國に限定され、これらの国は律令体制下で、"夷賊"と対置する辺境国と規定された地域である。ところが、八世紀半ばすぎの桃生・雄勝の城柵造営にいたり、はじめて「○○城」と記載されていいる。ただし、天平宝字年間（七五七～七六五）から宝亀年間（七七〇～七八〇）にかけては、「城」と「柵」とは併用されている。そして、延暦二十三年（八〇四）の中山柵を除いて、宝亀年間以降、固有名詞としての「柵」の用例はなくなり、「城」で統一されるのである（胆沢城・徳丹城など）。

したがつて、東北地方における「柵」から「城」への呼称変化の画期は八世紀半ばすぎの天平宝字年間にあるといえる（詳しくは、拙稿「古代の城柵に関する試論—『古代国家と辺境』へのアプローチ」『原始古代社会研究』四、校倉書房、一九七八年）。上記の一般的傾向からいえば、碑の「多賀城」という記載も、正史では宝亀十一年を初見とするが、天平宝字六年の時点で考えても、矛盾することはないのである。なお、「多賀城」は『続日本後紀』承和六年（八三九）四月二十日条を最後に史料にあらわれない。それ以後は「多賀国府」と記す場合が多い。再び、「多賀城」が文献上登場するのは、遺跡として、『仙台御領内古城御書上記』（延宝年間（一六七三～八一））に、

宮城郡市川村

平城

一多賀城。東西五十間。南北五十六間。

此城は。奥州国司の館と申伝候。此所壺の石文も御座候。  
と記載されている。

仁部省卿

「仁部省卿」については、從来、漠然と疑いをもたれているものの一つである。

たしかに、当時の史書では、各省の卿を民部卿・刑部卿などのように「○○卿」と省略した形で表記するのが一般的である。ただ、管見の限りでは、当時の文書の中に、数例確認できる。

〔例〕 造東大寺司移式部省 合十六人

即依民部省卿正四位下藤原朝臣繩万呂宣

天平神護元年二月

〔例二〕『歌経標式』の序と跋文の署名部分に、

宝亀三年五月七日参議兼刑部省卿守從四位上勲四等藤原朝臣浜成（謹）上

（『大日本古文書』卷五、五一七頁）

（『寧樂遺文』下巻、所収）

### 五 む す び

以上、本章は多賀城碑文内容について、江戸時代以来の諸説を整理するとともに、その文献史料上の検討を行なったのである。以下、それらの要旨をまとめるとともに、若干の推測をも加え、全体的検討を行なっておきたい。

まず、里程の問題は、碑文中の里数そのものに、概数を示すものと、端数まで表わしたものがある。このことから考へても、碑の里数の算定基準がすべて同じであるとはいがたい。にもかかわらず、例えば、田中義成が碑は海道の里程に拠るべきで、今道に拠り、二九二里と記すべきとしているのはその立論の基礎に問題がある。後世の道路からいら里数を割り出しても、碑に記載された里程の当否を論することはできない。また、当時の文献にいかに忠実にのつとつて里数を算定しても、やはり碑の算定基準が明らかにされない限り、比較しようがないのである。そこで、碑文検討の中心的テーマは文献上、確認可能なものに限るべきである。

次に問題となるのは蝦夷国界である。蝦夷は当時の律令国家によつて異民族視されている。したがつて、その服属しない民＝蝦夷に國といふ概念は一般的に用いえないとされる。ところが、当時、律令国家の版図は何らかの形で画定されている（時期的移動があつたとしても）と思われる。碑文のように、蝦夷国界といふものをあえて記すことは蝦夷国を承認するところから生れたというよりむしろ、蝦夷国界を表現し、律令国家の版図を示す、いいかえれば、多賀城の支

小林五郎

海瓈箸兩雙

威黑柿筒

青班鎮石拾達

右件今月十七日奉

勅獻納東

大寺具如前件

天平勝寶八歲育廿日

仲麻呂

永手

福信

尉麻呂

仲麻呂

天平勝寶八歲育廿日

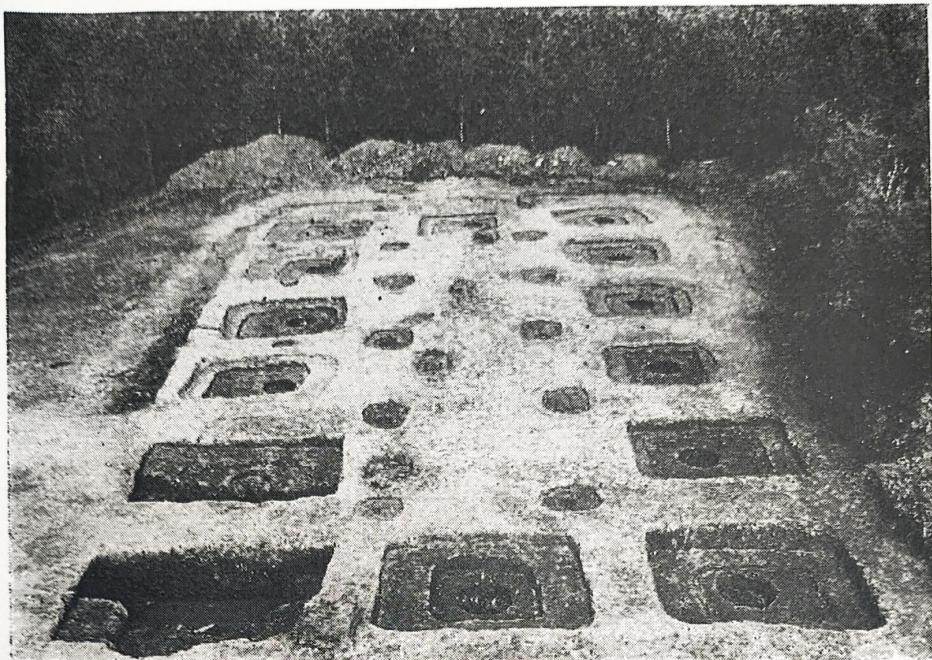
藤原仲麻呂の自署のある天平勝寶8歳7月26日献物帳  
(正倉院宝物)

配領域を明示することに意味があると考えるべきであろう。

靺鞨国界についても、この蝦夷国界と同様の考え方ができ、また、「靺鞨國」の場合は、国号そのものの検討を必要とする。

国号というのは現在でもしばしば国際問題になるくらいでその時の政治情勢を反映し、その使用は厳密をきわめるものである。古代においても同様で、この靺鞨・渤海などの国号問題の背景には、当時の東アジア国家間の微妙な外交問題が影響していたようである。

新興の渤海国は、唐・新羅と対立したことから、日本との通交を求めてきた。一方、日本も統一後の新羅としだいに険悪な関係となり、渤海と盟友関係に入ったと考えられる。そして、ついには新羅征討計画が仲麻呂政権下で具体的となり、新羅征討の実行は天平宝字六年(七六二)と決定したが、その前の宝字四年には新羅使が来朝してきた。仲麻呂は朝獮をわざわざ大宰府にまで遣わして、来朝の理由を問わせた。朝獮は使に対し、語氣も荒く「新羅すでに音信なく、また礼儀を闕く。本を棄て末を行ふは我が國の賤しむ所なり」といつて、結局、追い返してしまった。「高麗國」という国号も、こうした時期に渤海との間だけで用いられたようである。八世紀後半とくに天平宝字年間当時、我が国がことさら最も友好関係にある渤海



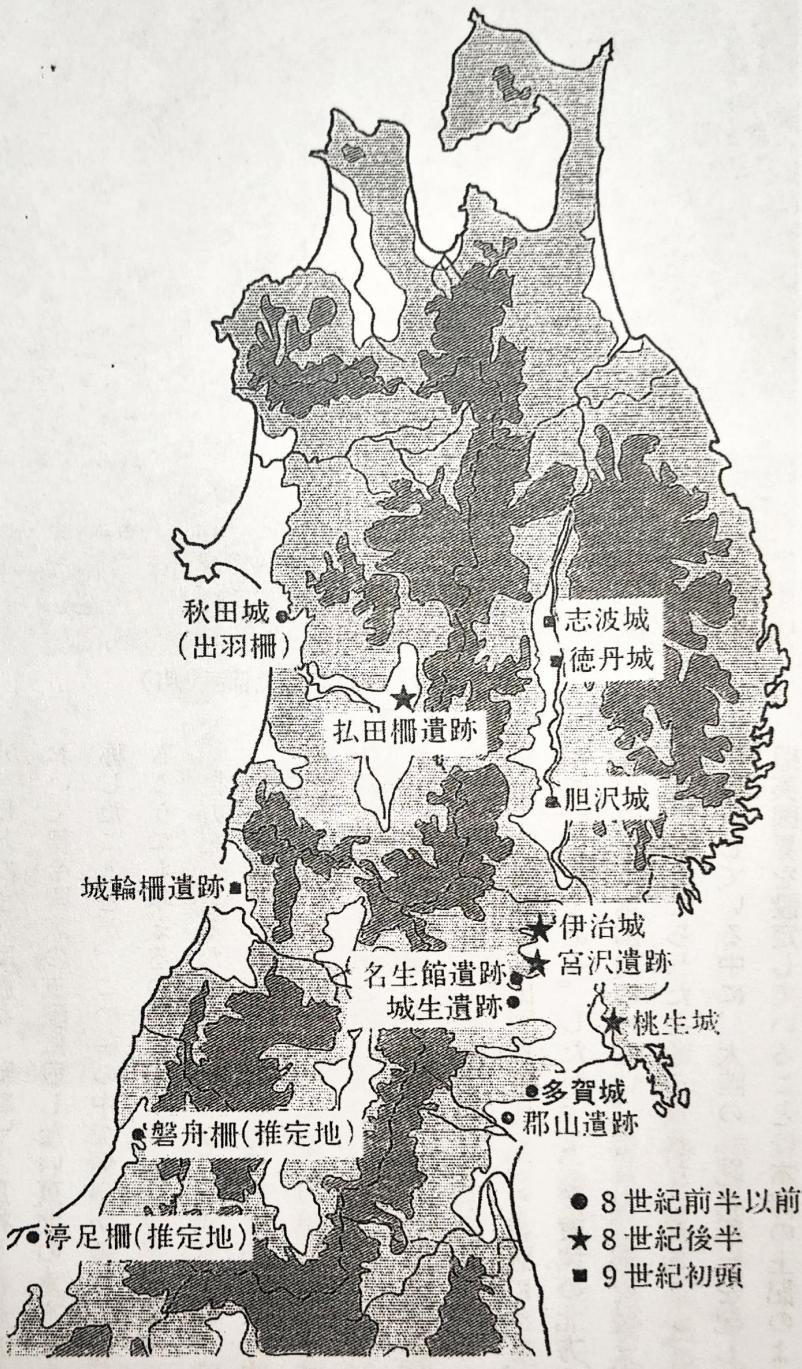
桃生城跡（宮城県桃生郡河北町）

海を指して蔑称ともいえる「靺鞨國」を使用したとは考えにくく。むしろ、靺鞨國というのは、大陸の東北の地に広範囲に存在した靺鞨部族を指したとすべきであろう。当時、中国が、北方の塞外民族を「靺鞨」と蔑称したことと、我が国において律令国家の支配に服しない東北の人々を「蝦夷」と蔑称したこととが、この碑の中で何らかの対応関係を示しているようにもみえるのである。

見方をかえるならば、次のような点も指摘できるであろう。この靺鞨國をはじめ、碑の前半部は多賀城を中心とした里程が示されている。こうした形式の碑は他にあまり例がない。多賀城を中心に南と西の境は、常陸・下野両国である。東はまだ、国家に服属しない蝦夷とよばれる人々が存在したことになっている。のこる北方は、出羽国ではないかと思いがちだが、朝濱は陸奥出羽按察使という役職につき、二国を管轄していたのである。したがって、多賀城の北方の位置にあたるものは日本国内にはない。そこで、海を越え、大陸の「靺鞨國」があてられたと考えられないだろうか。このように四至を示している中に、大陸の「靺鞨國」を記していることや蝦夷国界を設定していることは本碑の上記のような性格から

考へても非常に興味深い。

さて、官位の問題も碑文全体の趣意に関連するものと考えられる。特に朝蕩の官位にみられる正史との相違は碑文の趣意が多賀城修造にあり、さらに藤原朝蕩個人に重きを置いたとすれば、十分に了解できるのである。



東北の諸城柵

九郎左衛門と先罪、謹辭。由尊者附之下

之ニ身常牌馬從仕奉恩然有不令主は眞古言

仰在蓋亦他人使乍之久安人著然者郡司取致

難役今駆使甚無據加以向支太城米經丁四遷入

田此京米不特奉上仰且注移次附物部安人雖

九郎左衛門謹辭

天平寶四年三月丸部足人謹愁

「阿支太城」(秋田城)とみえる丸部足人解

[正倉院文書(所在不明), 写真は皆川完一氏提供]

朝萬は申すまでもなく、時の  
権勢者藤原仲麻呂の四男である。  
仲麻呂の専横に對して、天平勝  
宝九歳(七五七)に、橘奈良麻  
呂が乱を起したが、事前に發  
覚し、加担者として陸奥按察使  
死し、陸奥守兼鎮守副將軍佐伯  
全成が任地で勘問をうけ、自害  
した。朝萬はその後任として、  
東北の地に赴いたのである。朝  
萬は陸奥守に加えて、陸奥出羽  
按察使、そして鎮守將軍にも任  
ぜられて、文字通り、東北の行  
政・軍事上の全權を委ねられた  
のである。そこで、彼は積極的  
に東北政策をおし進めた。まず、  
陸奥国に桃生城、出羽国に雄勝  
城を造営することにした。とく

更辭申下草原田三町

九郎左衛門  
物安人一町

右欲用地を諸份具に事の所物牛安人申上謹辭

に、雄勝城については、仲麻呂の叔父藤原麻呂が大野東人とともに、その造営を意図しながら、果すことのできなかつた念願の仕事であった。また、出羽国側でも秋田城は、延暦二十三年（八〇四）の史料に「秋田城は建置以来四十余年」と見えることから、雄勝城の完成にともなつて、整備されたことが考えられる。このように、朝鷹のもと、天平宝字年間（七五七～七六五）には、東北地方の城柵の整備が積極的に行なわれている。碑に記す多賀城の修造もまさにこの時期にあたるのである。

先にあげた国界の問題もこのような観点からも見ることができるのである。国家の領域と、反対勢力である蝦夷との境界は一定したものではない。にもかかわらず、碑では「蝦夷国界一二〇里」とはつきり示している。このことも、朝鷹の事績との関連があると考えられるかも知れない。つまり、朝鷹は陸奥守就任以来、積極的に、東北政策を推し進め、桃生城をはじめ、多くの城柵の整備を行ない、その支配体制を強めた。だから、蝦夷国界を示すことは、律令国家の支配領域を明らかにすることであり、それはとりもなおさず、朝鷹の事績を誇示することにもつながるのではないか。このように、従来の碑の偽作の重要な論拠であった里程・国号・官位などに対する疑問は以上の考察で、ある程度、氷解したといえるであろう。また、その碑の偽作論に対する従来の反論がいかに論拠不十分であつたか明白になつたと思われる。

さらに、碑の性格が多賀城修造碑であり、碑文の後半部分、特に藤原朝鷹に力点を置くという考え方が承認されるならば、以上の碑文内容の文献上の検討はその妥当性を増すであろう。